

◇「丹波市空き家利活用地域活性化事業補助金」について

1 趣旨

自治組織等が市内の空き家を、子育て支援・高齢者福祉・都市住民との交流等を行う地域交流施設として整備し、空き家の有効活用と地域活性化を図ることを目的に創設するものです。

2 内容

(1) 補助対象の種類及び補助率・限度額

①交流施設型

・補助率等 (補助率) 10/10 (限度額) 3,000 千円

②古民家再生型 (県補助随伴：県 1/3、市 1/3)

・補助率等 (補助率) 1/3 (限度額) 3,330 千円

(2) 補助対象経費

空き家又は古民家を、子育て支援・高齢者福祉・都市住民との交流施設、カフェ、飲食店などの地域活動や交流の拠点及び宿泊施設等に整備するために行う、改修及び設備工事等に要する経費

(3) 補助対象者

①交流施設型

空き家を所有又は賃借し、地域活性化のために利活用する自治組織等

②古民家再生型

古民家を所有又は賃借し、地域活性化のために利活用する者及び自治組織等

(4) 利用状況

交流施設型は、事業実施計画書の提出と改修後 5 年間は地域交流拠点として必ず活用し利用状況を毎年度報告

古民家再生型は、ひょうご住まいのサポートセンターからの「古民家再生提案報告書」と管理開始後 10 年間は利活用

3 施行日 平成 29 年 4 月 1 日